SIS 研究会若手研究優秀賞および受賞候補者選定規程

電子情報通信学会スマートインフォメディアシステム研究専門委員会
平成２３年　５月３０日制定
平成２４年　３月２３日改定
平成２８年　３月　９日改定

スマートインフォメディアシステム(SIS)研究専門委員会における「SIS 研究会若手研究優秀賞」の選定は、本規程によって行う。

（１）　電子情報通信学会が定款に定める事業の一つに基づき、電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行うものである。
（２）　本賞は「SIS 研究会若手研究優秀賞」と称す。略称を「SIS 若手優秀賞」とする。また、英語名称を SIS Young Researcher Award とする。
（３）　SIS 研究会若手研究優秀賞を選定するため、SIS 研究専門委員会に選奨委員会を設置する。選奨委員会は SIS 研究専門委員会副委員長、幹事、幹事補佐並びに選奨委員会委員長が任命する若干名で構成される。SIS 研究専門委員会副委員長１名を選奨委員会委員長とし、選奨委員会に幹事１名をおく。
（４）　SIS 研究会若手研究優秀賞の受賞候補者は、SIS 研究会に筆頭著者として発表を申し込み、研究会で登壇し発表を行った講演者で、SIS 研究会若手研究優秀賞を受けていない者とする。また、発表時点で満 35 歳以下の者とする。
（５）　選考の対象は、前項の要件を満たす著者によって発表された各年（１月から１２月）におけるすべての研究会発表とする。対象となる研究発表から各年最大２件を選定する。
（６）　選考対象論文に対して、選奨委員会委員、SIS 研究専門委員会委員及び座長が論文発表時に研究会会場で記名式の投票を行う。選奨委員会は投票の集計結果を踏まえ、受賞候補者を選定する。
（７）　選奨委員会は受賞候補者を SIS 研究専門委員会に報告する。受賞者は、SIS 研究専門委員会での承認を経て決定する。
（８）　SIS 研究会若手研究優秀賞は、賞状及び賞金とする。賞金は受賞１件につき 10,000 円とする。

附則
本規程の改定は、SIS 研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、SIS 研究専門委員会の Web で公開する。